

平成 27 年 9 月 19 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

社会福祉法人鎌倉静養館に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

社会福祉法人鎌倉静養館の事務について

2 質問の要旨

1. 社会福祉法人鎌倉静養館理事長 西崎猛之 名の白紙請求書を用いて支払いを行っているが、これは理事長として印が捺印されているが、理事長本人は認識していたか、否か。理事長の意思の確認を求める。
2. 社会福祉法人という公益性をもつ法人の事務として、不適切な事務ではないか。神奈川県の見解は如何か。団体名報告の上、確認を求める。
3. 請求書の業務は本来、社会福祉法人鎌倉静養館の業務ではないか。
4. この法人の理事長は鎌倉市社会福祉協議会の理事か。
5. この法人に係る不適切な事務処理について吉岡副議長から抗議意見はあったか。その内容と日時を求める。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 25 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問や必要に応じて議会再開を求める為。)